



第四回 全腎協通院送迎 支援事業交流会

十一月一日、二日に第四回全腎協通院介護支援事業交流会が東京大森東急インにて開催されました。

現在、全国三十七団体から、県腎協及び各団体の代表七十五名、全腎協事務局より十一名総勢八十六名の参加でした。「さわやか」からは江頭理事長、山田副理事長と梶原の三名で参加しました。

今回のテーマを「通院介護支援事業の拡大を図ると同時に未来像を探る」とし、一日目の目的を「支援事業のノウハウを学び経験交流と意見交換をする」二日目の目的を「団体ネットワーク化の必要性と患者会が取り組む意義について」と題して開会されました。会場では毎年顔をあわせる方、初めての方など、あちらこちらで名刺交換や、「久しぶり」の声とともにお互いの経過報告などの話に花が咲いていました。

午後二時、全腎協油井清治会長の挨拶に始まり、全体会へと移りました。全体会では実施団体の経験からヒントをもらおうという事で「ほほえみ福江」の会長の平岡さんと事務局長の浜脇さんがに設立のきっかけから立ち上げまでの経緯、活動の実態について報告されました。

続いて「サポート室蘭」のセンター長の佐藤さんが、患者同士手と手をつなぎあつてスタートした送迎活動も三年になり、その成長の過程を報告されました。

午後四時からはテーマ別学習会でした。第一分科会は「立ち上げのノウハウを学ぶ」第二分科会は「研修方法としてボランティアさんや利用者のかたとのコミュニケーション

オンが取れているか・・・」第三分科会は「通院支援の今後の在り方」でした。私たちは第三分科会へ参加しました。

第三分科会はコメンテーターとしてNPO法人自立生活センターハートいしかわの所長、須戸哲さんによる「ネットワーク作りとは」と題して今後の在り方などの討議をしました。

午後七時からは交流会がありその中で「さわやか」の通院送迎ボランティアのビデオ上映がありました。交流会が終わっても熱心に

お話をされている方々もお見かけしました。

二日目は午前九時から須戸哲さんによる「ネットワークの必要性と患者会が取り組む意義」の講演がありました。

須戸氏は自分の経歴について約半分の時間をさいて話されました。移送サービスはガイドラインがあつてもなくても、困っている人がいる限り行うべきである。行政とNPO法人が手を組んで頑張らなければならぬ。ネットワークについては、身近な人々と仲良くなり支援の輪を広げてゆこうと話されました。

次に進行担当理事からの分科会の報告があり、最後に全体討論では移送サービスと介護保険の関係や秋に出るであろうといわれているガイドラインについて討論しました。

午前十一時五十分全腎協油井会長の閉会の挨拶をもって終わりとなりました。

また来年、一歩前進して皆様に報告ができるようお互いに頑張りましょうと挨拶をして帰福しました。

(報告 梶原待子)

編集後記



今年も紅葉もなく、暖かい秋でしたがここにきてようやく師走らしくなりました。風邪やインフルエンザが活発になる季節でもありません、予防として★外から帰ったら手洗い・うがいの習慣をつけましょう。★部屋の乾燥を防ぎましょう。あとは規則正しい食生活と予防接種を受けることをお勧めします。私たちも、気をつけます。

この一年はNPOの申請に始まり法人として認可され新たに歩み始めました。これもひとえにボランティアの皆様のおかげと感謝いたしております。まだよちよち歩きですが、皆様のご指導をいただきながら頑張つて参ります。今年も一年お世話になりました。来年もご協力をお願いします。来年もご協力をお願いします。

(事務局)

NPPO 認可 理事長インタビュー

理事 高倉 徹也

「さわやか」のNPPO認可おめでとうございます。さっそく江頭理事長にインタビューをしました。

①何故NPPOの取得が必要なんですか？

理事長：NPPOは日本の歴史の流れです。今一万以上のNPPOが成立しています。行政は「法人登記した、しっかりとした団体でない」と個人には助成金はできません。「と言って通省が「個人ボランティアの送迎は認めない、法人格が必要。」と言っています。このように行政は個人相手はしない、という立場をとりつつあります。通院ボランティアは、

個人では認めないというのが、行政の見解です。

②取得しなければ将来どうなりますか？

理事長：将来、助成金がもらえなくなる可能性があります。また、会の存続も世間から相手にされなくなるかもしれません。

③メリットなどありますか？

理事長：メリットは、社会的地位が高くなる。法務局に登記するので法人格として、認められる。財産の取得、法人名で預貯金ができる。寄付が受けやすくなる。デメリットは、会計処理が税務調査に耐えられる貸借対照表、収支決算書を提出することになり、経理事務が複雑になります。さわやかは、コンピューター処理しますので、問題ありません。

④今までと何か変わりますか？

理事長：個人の資格が法人格になります。仕事の中身は変化ありません。

⑤期限や更新がありますか？

理事長：認証されたら永久に有



効。更新は毎年総会を開催し、県に届け出なければなりません。また、重要事項、役員の変更などは届け出が必要で

⑥最後に理事長が描くNPPOの今後の方向は？

理事長：これからは、NPPOの果たす役割が大きくなります。個人の資格では、世間が認めなくなるでしょう。世間に通ずるためには、NPPOを設立することになるでしょう。ますます重要さを増し、世間で大きな活躍をする団体に発展してゆくだらうと思っています。

新しい時代の大海原のむけて「さわやか」丸も準備完了！ということですね。

理事長、お忙しいところありがとうございました。

冬至のはなし



十二月二十二日は冬至です。一年中で昼が一番短く、夜が一番長い日です。古代人は、冬至とは「日短きこと至る（きわまる）」を意味し冬至の前後になると太陽の力が弱まり、人間の力も弱まると思われていたようです。この冬至に、「ゆず湯」に入り、「冬至かぼちゃ」を食べる風習が日本にはあります。「ゆず湯」は、厳しい寒さの中でも健康に暮らせるようにと、浴槽に柚子を浮かべてはいるお風呂のことです。

十二月二十二日は、風邪を防ぎ、皮膚を強くするという効果があります。冬至は湯につかて病を治す「湯治（とうじ）」にかけています。柚子は融通が利くようにと願いが込められています。江戸庶民から生まれたこのことです。

「かぼちゃ」は、厄除けになる、病気にならないと言われていました。実際にかぼちゃには、カロチンやビタミンが多く含まれています。冬にビタミンなどの供給源が不足した時代はかぼちゃは貴重なものだったといえます。かぼちゃを食べゆず湯に入り、二十四節気の一つを味わってはいかがでしょう。

(インターネットより引用)



年末年始のおしらせ

12月28日～1月4日

まで事務局はお正月休みです
送迎も原則としてお休みとさせていただきます。
ボランティアさん
及び利用者の皆様には前もって
連絡させていただきます。
よい年をお迎えください

